

「認知症カフェ」を行うために必要な食品衛生法に基づく許可について

広島市保健所

「認知症カフェ」で不特定多数の方に飲食を提供する場合、「調理行為」があれば**飲食店営業等の許可が必要となる場合があります**。認知症カフェ支援金の申請をされる場合は、**申請の前に広島市保健所に御相談ください**。

■ 食品衛生法に基づく保健所の許可（飲食店営業）が必要な場合（調理行為を行う場合）

○ うどん、スパゲッティ、オムライス等の食事を提供する場合

○ コーヒー、紅茶などの飲み物のみを提供する場合 等

※食品製造施設で作られた菓子や菓子パン、お弁当などを、そのまま又は容器のまま電子レンジで加温して提供する場合は調理行為に当たらないため、許可不要

■ 営業許可に当たり注意すべき点

次のとおり、広島県知事が定めた許可基準に適合しなければ許可されませんので、ご注意ください。

【施設に関する主な許可基準（飲食店営業 抜粋）】

① 専用の調理場を設けること。（住居部分との兼用は不可）

② 調理場の床は耐水性であること。

③ シンクは2槽以上あること。

④ 調理場及び便所に消毒液付きの専用の手洗い設備※があること。

※調理場内の手洗い設備は非接触式（レバー式、センサー式等）の設備が必要

⑤ 加熱調理（ガスコンロ等）の上部には排気用フードが設置されていること

（コーヒー・紅茶の飲物などのみの提供など、湯を沸かす程度の場合は、設置不要）

⑥ 冷蔵設備があること。

⑦ 食器保管庫があること。 等々

■ 人員配置に関する条件

専任の「食品衛生責任者」を置かなければなりません。

◎食品衛生責任者となることができる人 …… 栄養士・調理師・製菓衛生師等の有資格者
食品衛生責任者養成講習会の受講者等

■ 営業許可申請に必要な書類

1. 営業許可申請書

2. 施設図面

3. 申請手数料（飲食店営業 17,000円）

4. 食品衛生責任者の資格証明書

5. 井戸水や貯水槽経由水を使用する場合→水質検査証明書又はその写し

6. 法人格で申請する場合→登記事項証明書又はその写し

※応募団体が法人格を有している場合（法務局で法人の登記事項証明書が受けられる場合）は、法人での申請が可能ですが、法人ではない場合は、代表者等個人での申請となります。

まずは応募前に御相談ください。

担当：広島市保健所食品指導課 082-241-7404（中区富士見町11番27号）